

8. 第3次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画

安心して子育てと仕事が両立できる
“さが”を目指して

平成14年(2002年)11月に母子及び寡婦福祉法の改正が行われ、ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭および寡婦)に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとされました。

佐賀県ではひとり親家庭等の自立を促進するための支援策を総合的、計画的に展開するために、平成17年(2005年)3月に「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定(第2次計画:平成22年(2010年)3月策定)しました。

国において、新たな母子家庭等施策に係る基本方針(平成27年(2015年)10月)が定められたこと、また、第2次計画が平成27年(2015年)度に計画期間の最終年度を迎えたことから、引き続き、総合的な事業展開を図るために平成28年(2016年)度以降の新たな計画、「第3次佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。



(1) 基本理念

ひとり親家庭等が 自立し安定した生活を営み
安心して子育てができる環境づくりを目指します

(2) 基本方針

- (1)自立に向けて安定した生活を得るための就業支援の推進
- (2)安心して子育てや生活ができるための支援の推進
- (3)子どもの健やかな成長のための養育費の取得に向けた支援の推進
- (4)ひとり親家庭等の自立や子どもの就学のための経済的支援の推進
- (5)相談機能の強化と情報提供の充実

(3) 計画の期間

平成28年(2016年)度～令和2年(2020年)度

(4) 第3次計画における新規・拡充事業

- [新規・拡充] ひとり親の資格取得支援事業の実施
- [新規] 親の学び直しへの支援事業の実施
- [新規] 学習支援ボランティア事業の実施
- [新規] 面会交流に関する取り決めの促進
- [拡充] 児童扶養手当の支給

(5) 県、市町等の連携と相談機能、情報提供の充実

佐賀県・ひとり親家庭サポートセンター

- 就業・自立支援センター事業
- 養育費確保のための広報・啓発
- 各種施策の推進
 - 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
 - 児童扶養手当の支給
 - ひとり親の資格取得支援
 - 日常生活支援事業
 - ひとり親家庭生活支援事業
 - 学習支援ボランティア事業
 - 在宅就業支援 等
- 母子・父子自立支援員等による相談・助言
- 「ひとり親家庭のしおり」等による各種制度の周知 等
- 相談機能の強化
- 情報提供の充実

情報提供・連絡調整

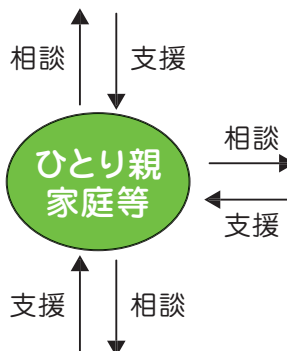


市

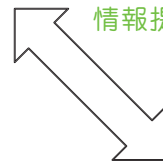
- 各種施策の推進
 - 児童扶養手当の支給
 - ひとり親の資格取得支援
 - 医療費助成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 母子生活支援施設による支援 等
- 母子・父子自立支援員による相談・助言 等

町

- 各種施策の推進
 - 医療費助成事業
 - 子育て短期支援事業



情報提供・連絡調整



国等

佐賀労働局
ハローワーク

- 各種施策の推進
職業相談・職業紹介事業
 - 特定求職者雇用開発助成金
 - トライアル雇用事業 等

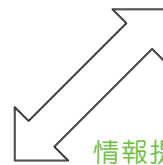
母子父子福祉団体 等

- 就業相談事業
- 各種研修事業 等

民生委員、児童委員

- 相談・助言 等

情報提供・連絡調整



(6) 施策の体系

ひとり親家庭等が自立し安定した生活を営み安心して子育てができる環境づくり

(1) 自立に向けて安定した生活を得るための就業支援の推進

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

より良い職場に就業するために、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスを提供します。

② 就業のための能力開発の支援

ハローワーク等と連携し、職業能力開発分野の職業訓練の受講を推進します。

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

児童扶養手当受給者の自立を支援するために、個々の受給者の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就労支援を行います。

④ ひとり親の資格取得支援事業の実施

職業能力の開発のための教育訓練や看護師などの資格取得に向けた技能訓練に対して、給付金等を支給します。

(2) 安心して子育てや生活ができるための支援の推進

① 保育所優先入所の推進

② 保育所等における各種保育事業の実施

③ 子育て短期支援事業の実施

ショートステイ事業やトワイライトステイ事業を促進し、保護者の様々な就労形態に対応した子育てを支援します。

④ 放課後児童クラブの優先的利用の推進

昼間保護者のいない小学校低学年児童の放課後の健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的とする放課後児童クラブへの優先的利用を推進します。

⑤ 地域での子育て支援の推進

(3) 子どもの健やかな成長のための養育費の取得に向けた支援の推進

① 養育費確保のための広報・啓発の推進

母子家庭等の児童に対する扶養義務の履行を確保するため、リーフレット等による啓発に努めるほか、様々な機会において情報提供を行います。

(4) ひとり親家庭等の自立や子どもの就学のための経済的支援の推進

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の実施

修学資金や生活資金等の貸付を実施し、ひとり親家庭の親および寡婦の自立の助成と児童の福祉の増進を図ります。

② 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の親等に対し、児童扶養手当を支給します。

(5) 相談機能の強化と情報提供の充実

① 総合的な相談窓口の整備

② 各種施策の情報提供及び多様な方法による情報発信

ひとり親家庭等に対し、制度に関する情報提供を行います。

⑤事業主に対する雇用促進及び雇用啓発の実施

トライアル雇用等を活用する事業主に対し、奨励金を支給する制度の活用を図るとともに、母子家庭の母の雇用・就業の機会の増大を図ります。

⑥公共施設等におけるひとり親家庭の親等の雇用の促進

県、市町および県内社会福祉施設に対して、就業・自立支援センターへの職員の求人情報の提供を要請します。

⑦在宅就業支援の推進

子育てと仕事の両立が図りやすい在宅就業の定着・拡大を促進します。

⑧親の学び直しへの支援事業の実施

⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

疾病等により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣して、家事、介護、保育等のサービスを提供します。

⑦母子生活支援施設を活用した生活支援の推進

母とともに児童の福祉を図る施設である母子生活支援施設を利用することによって、精神的に安定できる環境を提供し、子育てや生活の自立が図られるよう支援します。

⑧公営住宅の優先入居の推進

⑨生活支援講習会等事業の実施

しつけ、育児、養育費、健康等に関する講習会を開催し、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。

⑩学習支援ボランティア事業の実施

②面会交流に関する取り決めの促進

③特別相談事業の実施

養育費の取り決めやその履行確保等の法律に関する問題等に対応するため、弁護士による専門相談を実施するとともに、あらゆる機関での相談事業について、対象者へ周知を行います。

③ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

ひとり親家庭等における医療費負担の軽減による生活の安定を図ります。

③母子・父子自立支援員等による相談活動の推進

母子・父子自立支援員等が、多種多様なひとり親家庭等の悩みに対して的確な相談・支援を行うとともに、研修会等を実施することにより、母子・父子自立支援員の向上を図ります。

④土日、夜間相談の充実